

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2015年3月号 | No. 3/2015

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

2014年のPCT出願

2014年に出願されたPCT国際出願件数は約215,000件と、PCT出願の利用は伸び続け、2013年比で4.5%の増加となりました。

この合計と下記の数値は速報値ですのでご注意ください。国際事務局では2014年に国内及び広域官庁に出願された全てのPCT国際出願を受理していないため、確定した数値は本年の後半に公表されます。

2014年のPCT出願上位10ヶ国は、2013年と同様に、アメリカ合衆国（全出願の28.6%）、日本（19.7%）そして中国（11.9%）が引き続き上位3ヶ国を占めました。欧州特許条約の加盟国の出願人は、加盟国全体で、全国際出願の27.2%を占めました。上位10ヶ国における各国の合計出願件数及び、全出願に対する各国の割合は、以下の通りです。

1. アメリカ合衆国	61,492	28.6%
2. 日本	42,459	19.7%
3. 中国	25,539	11.9%
4. ドイツ	18,008	8.4%
5. 大韓民国	13,151	6.1%
6. フランス	8,319	3.9%
7. 英国	5,282	2.5%
8. オランダ	4,218	2.0%
9. スイス	4,115	1.9%
10. スウェーデン	3,925	1.8%

上位10ヶ国のうち、中国だけが18.7%増と、2014年のPCT出願において2桁の伸びを示しました。英国が2番目に高い伸び率（+9%）を記録し、次いでアメリカ合衆国（+7.1%）となりました。

他の国の出願件数、及び2013年との出願の比較に関する情報は、下記のリンク先にてWIPOプレスリリースPR/2014/774のAnnex 2をご覧ください。

http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2015/article_0004.html

Huawei Technologies Co., Ltd (CN) は2014年に公開されたPCT出願が3,442件でPCTユーザとして第1位となり、第2位は2,409件のQualcomm Incorporated (US) で、続いて2,179件のZTE Corporation (CN) となりました。

上位 10 出願人と、2014 年に当該出願人名で公開された PCT 出願件数を以下に示します。

1. Huawei Technologies Co. Ltd (CN)	3,442
2. Qualcomm Incorporated (US)	2,409
3. ZTE Corporation (CN)	2,179
4. パナソニック株式会社 (JP)	1,682
5. 三菱電機株式会社 (JP)	1,593
6. Intel Corporation (US)	1,539
7. Telefonaktiebolaget LM Ericsson (publ) (SE)	1,512
8. Microsoft Corporation (US)	1,460
9. Siemens Aktiengesellschaft (DE)	1,399
10. Koninklijke Philips Electronics NV (NL)	1,391

Huawei Technologies Co., Ltd (CN) は 2013 年比 (63.1%増) で 1,332 件も多く公開され最も高い伸びを示し、Tencent Technology (Shenzhen) Company Limited (CN) は 727 件増え (202.5%増) で第 2 位、次いで Microsoft Corporation (US) は 652 件の増加 (80.7%増) となりました。

上位 50 の PCT 出願人 (2014 年に公開されたほとんどの出願) の一覧はプレスリリースの Annex 1 に公開されています。教育機関による出願に関する情報もプレスリリース (Annex 3) でご覧いただけます。

PCT 出願の技術分野に関しては、公開された PCT 出願の 17,653 件がコンピュータ技術で、PCT 出願総数の 8.4%と最も多く、デジタルコミュニケーション (16,165 件) そして、電子機械、装置、エネルギー (15,220 件) となっています。上位 10 分野の中では、コンピュータ技術が最も高い伸びを見せ (+19.4%)、医療技術 (+17.1%) とデジタルコミュニケーション (+14.5%) が続きました。公開された国際出願の技術分野に関する詳細はプレスリリース (Annex 4) を参照ください。

なお、2014 年の最終的な数値は本年の後半に *PCT Newsletter* でお知らせいたします。

PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げ

JP 日本 (PCT 規則 26 の 2.3、49 の 3.1、49 の 3.2)

日本国特許庁 (JPO) は受理官庁 (RO/JP) 及び指定官庁 (DO/JP) (又は選択官庁) として、2015 年 4 月 1 日から以下の国内法令との不適合通知を取り下げることが国際事務局 (IB) に通知しました。

- PCT 規則 26 の 2.3(j) に基づく通知 (受理官庁による優先権の回復) (*PCT Newsletter* 2006 年 4 月号、2 ページ参照)
- PCT 規則 49 の 3.1(g) に基づく通知 (受理官庁による優先権の回復の効果) (*PCT Newsletter* 2006 年 4 月号、2 ページ参照)
- PCT 規則 49 の 3.2(h) に基づく通知 (指定官庁による優先権の回復) (*PCT Newsletter* 2006 年 4 月号、2 ページ参照)

その結果、2015年4月1日以降に出願された国際出願に関して、以下のPCT規則がJPOに適用されます。

- PCT 規則 26 の 2.3(a)～(i)
- PCT 規則 49 の 3.1(a)～(d)
- PCT 規則 49 の 3.2(a)～(g)

つまり、RO/JP 及び DO/JP は 2015 年 4 月 1 日以降に出願された国際出願に関する優先権の回復の請求を考慮するようになり、必要な条件を満たせば、DO/JP は受理官庁としての他の官庁が下した決定を受け入れることとなります。ただ、実際には、PCT 規則 49 の 3.1(a)～(d) 及び PCT 規則 49 の 3.2(a)～(g) は 2016 年 10 月頃まであまり適用されないでしょう。なぜなら、2015 年 4 月 1 日以降に出願された国際出願が対象であり、当該出願が 12 ヶ月前の出願の優先権を主張しているとすれば、日本に国内移行されるのは通常 2016 年 10 月頃だからです（出願人が PCT 第 23 条(2) 又は第 40 条(2) に基づく早期国内段階移行を請求する場合を除く）。

さらに、当該官庁は RO 及び DO の資格において、優先権の回復の請求の基準として“相当な注意”を適用する旨を IB に通知し、そのような請求には手数料がかかりません。

当該通知に伴い、*PCT 出願人の手引* 附属書 C(JP)、国内段階の概要(JP)、“優先権の回復”と“留保及び不適合”の表が更新されます。

(優先権の回復) <http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

(留保及び不適合) http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

PCT 規則改正 (2014 年 7 月 1 日施行)

2014 年 9 月 22 日から 30 日にジュネーブで開催された PCT 同盟総会において、2015 年 7 月 1 日施行の PCT 規則改正が採択されました。(詳細は *PCT Newsletter* 2014 年 10 月号参照)

改正されたテキストは 2015 年 2 月 12 日付け公示 (*PCT 公報*) において英語及び仏語でご覧いただけます。

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/official_notices/officialnotices.pdf

また、2015 年 7 月 1 日に施行される PCT 規則の全文は、本改正が施行される前に公開される予定です。

なお、PCT 総会の報告書 (PCT/A/46/6) は、アラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語、スペイン語でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=33287

国際出願の電子出願及び手続**オーストラリア特許庁：PCT 実施細則第 703 号(f)に基づく不適合通知の取下げ**

オーストラリア特許庁は 2014 年 4 月 14 日から ePCT 出願の受理を開始した旨の去年の公表に加えて、2015 年 2 月 13 日から、実施細則第 703 号(f)（出願要件及び送達方法の基本的な共通基準に関する）に基づく不適合通知の取下げを行う旨を国際事務局へ通知しました。これにより、当該官庁は電子出願に必要な基準に関する留保がなくなりました。

2015 年 PCT 顧客満足度調査

PCT の全ての面に関する顧客満足度を評価するために、WIPO はユーザアンケート調査を実施しています。ご協力頂いた結果は、顧客満足度の評価に加え、改善すべきサービスを検討するのに役立ちます。回答に必要な時間は最大でも 30 分程度です。

本調査にご協力いただける方は、下記の電子メールアドレスに“Participation in the 2015 PCT Survey”というタイトルでご連絡ください。

pct.our@wipo.int

米国特許商標庁：2015 年 3 月 5 日の休業

悪天候のため、米国特許商標庁は 2015 年 3 月 5 日に公的な事務処理を目的とした開庁を行いませんでした。その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたる場合、その期限は延長され、次の就業日である 2015 年 3 月 6 日に満了します。

PCT 最新情報

BR：ブラジル（手数料）

GR：ギリシャ（国の安全に関する規定）

IS：アイスランド（PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、手数料）

IT：イタリア（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）

JP：日本（優先権の回復）

日本による優先権の回復に関する PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げについては、前記“PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げ”を参照。

KR：大韓民国（電話と FAX 番号、E メールアドレス）

KZ：カザフスタン（手数料）

NZ：ニュージーランド（E メールアドレス、手数料）

SG：シンガポール（手数料変更の発効日（補遺））

US：アメリカ合衆国（微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件）

調査手数料（オーストラリア特許庁、エジプト特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関（ブラジル））

PCT 関連資料の最新／更新情報**品質レポート**

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの paragraph 21.29 及び 21.30 に従って、国際調査及び予備審査機関が国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成しました。新たに加わったシンガポール知的所有権庁の報告書を含む、2014 年の報告書は次のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html>

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と以下の国際調査及び国際予備審査機関における改正された取決めが PDF 形式で、英語及び仏語で掲載されました。

IL イスラエル特許庁 (2015 年 3 月 1 日)
SE スウェーデン特許登録庁 (2014 年 10 月 16 日)

(IL : 英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_il.pdf

(IL : 仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_il.pdf

(SE : 英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_se.pdf

(SE : 仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_se.pdf

手数料の支払い請求に関する注意喚起**新たな請求書**

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、この度、“WPTO - World Patent & Trademark Organization” からの新たな請求書が確認されました。本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に以下のリンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX 番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : pct.legal@wipo.int

PATENTSCOPE 検索システム

新しい翻訳オプション

WIPO の機械翻訳ツール “Translation Assistant for Patent Titles and Abstracts (特許の名称及び要約のための翻訳支援)” (TAPTA) が Google 翻訳の代替として、PATENTSCOPE の結果一覧の翻訳に利用することができます。TAPTA の利用は、現在 14 言語で提供され、無料です。ご利用を希望であれば、下記のリンク先の “Option (オプション)” メニューの “Translate (翻訳)” タブで TAPTA を有効にする必要があります。

<https://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf>

また下記のリンク先では個々の翻訳が可能です。

<https://www3.wipo.int/patentscope/translate/translate.jsf>

TAPTA の利用に関する詳細は、下記のリンク先をご覧ください。

<https://www3.wipo.int/patentscope/translate/wtapta-user-manual-en.pdf>

PATENTSCOPE への新しい安全なアクセス

PATENTSCOPE のウェブサイト及び全ての関連機能へのアクセスは、この程安全な http プロトコルの “https” を介して提供されることになりました。WIPO の特許検索及び翻訳サービス (PATENTSCOPE や TAPTA など) の強力な暗号化を保證することで、ユーザは自動的に安全な接続ができます。当該暗号化においては、検索式や結果一覧は非公開となり、閲覧履歴は非表示となり、全てのユーザデータの完全性は保證されるため、アカウントデータ、個人データ、検索データや結果が修正されたり、閲覧されたりすることから保護します。

ウェブブラウザのアドレスバーに表示される https の “鍵” マークは、ユーザが虚偽のサイトではなく実際の PATENTSCOPE のウェブサイトへ接続していることを保證します。この新しい機能は自動的に全てのユーザに、最高水準の検索機密性を備えた PATENTSCOPE を提供します。

実務アドバイス

電子形式で出願されていない場合の ePCT プライベートサービスでの国際出願へのアクセスと管理

Q: 最近、国際出願を紙で提出しましたが、紙形式での出願の場合でも、電子出願と同様に
出願へのアクセスと管理のために ePCT の利用が可能なのかどうか教えてください。もし可能であれば、どうしたらいいでしょうか。

A: 必要な手続きがなされれば、ePCT を介しての紙形式で提出された国際出願 (PCT-SAFE
ソフトウェアの PCT-EASY モードを利用して提出された国際出願も同様) へのアクセスが可能です。

ePCT サービスを利用するために最初に行わなければならないことは WIPO ユーザアカウントの作成です。これにより、ePCT パブリックサービスの利用が可能になり、PCT 第 19 条に基づく補正、PCT 規則 4.17 に基づく申立て及び PCT 規則 90 の 2 に基づく取下げのような文書や通知を、国際事務局 (IB) または IB の受理官庁 (RO/IB) に対して、アップロードすることができます。WIPO ユーザアカウントを作成するには、下記の ePCT ポータルサイトの下のほうにある “Create an account (新規アカウントの作成)” からどうぞ。

<https://pct.wipo.int/LoginForms/epct.jsp>

WIPO ユーザアカウントの作成に関する詳細は、下記のリンク先の “ePCT ドキュメントアップロードのステップバイステップガイド” をご覧下さい。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/transition__to_epct_for_document_upload.pdf

しかしながら、電子証明書で当該アカウントをより安全なものにすることで、未公開の国際出願へのアクセスが可能になり (その eOwnership の確認後)、当該出願に対して実行可能なアクション機能 (訳者注: 中間書類を ePCT 上で作成し提出する機能) を含む、より多くの機能をご利用いただける ePCT プライベートサービスへのアクセスが可能になります。電子証明書によるユーザアカウントの認証手続きに関する詳細は、下記のリンク先の “ePCT ユーザガイド” の 29~34 ページをご参照下さい。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf

上記情報は電子形式で出願されたものを含む全ての国際出願に有効ですが、以下の場合には、

- 紙形式での出願
- PCT-EASY 出願
- サポートされていない電子証明書を用いて電子形式で提出された出願
- WIPO ユーザアカウントの電子証明書と一致しない電子証明書を使用して電子形式で提出された出願

国際出願の eOwnership を取得し、ePCT プライベートサービスで当該出願へのアクセスと管理が可能になる前に、セキュリティ上の理由で以下の追加のステップが必要となります。

- 1) IB が記録原本を受理したことを通知する様式 PCT/IB/301 (記録原本の受理通知) の発行をお待ちください。この様式の一番下に記載されている確認コードを取得する必要があります (様式 PCT/IB/301 が電子メールで出願人へ送付される場合は、当該コードは電子メールの本文にもテキストで表示されますので、簡単にコピーアンドペーストでき、入力の手間が省けます)。
- 2) そして確認コードを取得したら、ePCT プライベートサービスにて eOwnership タブへ進み、国際出願番号、国際出願日及び確認コードを入力して、国際出願の eOwnership を請求して下さい。国際出願が有効な電子証明書を使用して電子形式で提出されていなかったため、“ePCT は当該国際出願を提出する際に使用された何れの電子証明書の検出及び認証ができません。国際事務局へ eOwnership の請求をして下さい”、というメッセージを確認し、IB に eOwnership を請求するために “はい” をクリックして下さい。

eOwnership を請求する者の情報が、以下の一つの情報と一致する必要がありますのでご注意ください：出願人、共通の代表者、代理人若しくは国際出願の通知のためのあて名に記載された者。さらに、追加のセキュリティ上の確認として、国際出願に関するいくつかの質問がなされます。IB により当該請求が許可されれば、eOwnership が付与され ePCT にて直接、国際出願へのアクセスが可能になります。

もしそのような請求が上記以外の者（例えば、様式 PCT/RO/101 に記載されていない法律事務所のパラリーガルなど）からで、出願に関する適切な文書、例えば電子申請の受領証などに示されていないのであれば、当該 eOwnership の請求はセキュリティと機密性の観点から IB により拒否されます。IB は当該請求をした者が国際出願の情報と一致しなかった旨、eOwnership を取得するための新しい確認コードが郵便用あて名（代理人、共通の代表者又は通知のためのあて名の何れか）へ送付された旨を知らせる自動送信メールが当該請求をした者へ送られます。同時に、IB により新しい確認コードを含む通知（様式 PCT/IB/345）が記録された郵便用あて名へ送付されます。これは当該請求をした者の詳細を提供し、もし適切であれば当該請求をした者へその確認コードを連絡するようお願いするものです。

国際出願が公開されると、様式 PCT/IB/301 も PATENTSCOPE にて閲覧可能となるため、当該様式に示された確認コードは無効となります。また、出願後に PCT 規則 92 の 2 に基づく変更が提出された場合も、当該変更の結果、様式 PCT/IB/301 が記録から削除された者の所有になっているかもしれないため、その確認コードはやはり無効になります。そのような場合には、オンラインのウェブフォームで IB に新しい確認コードを請求することで、当該出願の郵便用あて名へ送付されます。

今後の国際出願において、ePCT 出願を利用して出願を提出すれば、eOwnership の取得はより簡単なものになるでしょう。なぜなら eOwnership 権は新規の仮出願の作成時に自動的に付与され、その出願が実際に提出される前に他の関係者に ePCT のアクセス権を付与することも可能になるからです。さらに、ePCT 出願は出願を実際に提出する前に潜在的な間違いの修正を促す確認機能があり、電子形式での出願時の手数料の減額も適用されます。もし普段利用している受理官庁が ePCT 出願を受け入れていない場合は、全ての PCT 締約国の居住者及び／又は国民からの国際出願を受け入れる RO/IB への出願が可能です。

WIPO アカウントの作成、ePCT のアクセス権の付与及び管理に関する詳細、また ePCT の特徴や機能の概要は、下記のリンク先“ePCT ユーザガイド”をご参照下さい。

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf